

医療等 ID の導入を前提とした医療情報を患者自身が管理可能な 基盤に関する制度・技術の検討 (H28-医療-指定-022)

医療等 ID の運用が難しい具体的なケースの想定と対応の考察

分担研究者 中島直樹 (九州大学病院メディカル・インフォメーションセンター センター長/教授)

研究要旨:

目的: マイナンバー制度下での医療等 ID の導入がなされた場合には、多くのメリットがある一方で、準備が不足すると混乱が生じる可能性がある。医療の基盤的システムであるため、それに伴う損害も大きくなることが想定される。そこで、医療等 ID の運用が難しい具体的なケースを想定し対策を検討する。

方法: 将来の医療等 ID に関する一定の運用条件の前提の下、医療等 ID の運用が難しい具体的なケースを想定した。

結果: 本分担研究により、以下を想定し、対策を検討した。

- 1) 医療等 ID のカードの不携帯 (紛失含む) あるいは破損
- 2) 医療等 ID のカードを患者本人が使える能力・資格がない場合
- 3) 医療等 ID を複数持った場合、新たに生じた医療機会にどちらを使うべきか、わからなくなった場合
- 4) 外国人など日本国籍を持たず医療等 ID を保有しない場合
- 5) 医療側の医療等 ID の確認システム機能が使えなくなる場合
- 6) 保険者の医療等 ID の確認システム機能が使えなくなる場合
- 7) 退・転職などによる医療保険切り替えの際の手続き遅れ
- 8) 医療等 ID の不法な使用 (他人の医療等 ID を使用した場合等) の場合
- 9) 医療等 ID の過誤による使用 (他人の医療等 ID を使用した場合等) の場合

稼働時の混乱を避けるために、このようなケースを想定し、その予防と対策を確立しておくことは極めて重要である。

A. 研究目的

平成 28 年 1 月に社会保障・税番号制度 (以下マイナンバー制度) が実施され、医療現場等で患者を同定されるために用いられる医療等 ID の実現への期待が高まっている。患者の利便や、医療機関と保険者による被保険者資格の確認の迅速化とトラブル回避、複数医療機関やデータベースに跨る臨床研究の精緻化、など考えられるメリットが多い。

その一方で、このような「ICT が実装された実社会システム」の稼働にありがちなことであるが、このシステムに対応が困難な個人が出現するケースが様々に想定される。このようなケースは、社会においては少数であり、稼働後に対応することも、手法としてはあり得るであろう。しかしながら、医療という社会システムでは、それにより生命が代償となることも想定される。稼働前にできる限り多く

のケースを想定しておき、予め対応方法（システムによる対応、運用による対応など）を検討しておかなければ社会的責任を全うできない。

そこで平成 29 年度の「医療等 ID の導入を前提とした医療情報を患者自身が管理可能な基盤に関する制度・技術の検討」の本分担研究では、医療等 ID の運用が難しい具体的なケースを想定し、対応策をまとめておきたい。

B. 研究方法

医療等 ID カード配布に対する一定の前提の下に、医療等 ID の運用が難しいケース想定し、対応策をまとめた。

倫理的配慮

本研究において、特に倫理的な課題は生じない。

C. 研究結果

近い将来の医療等 ID の配布は期待されるものの、具体的な運用方法が定まっていないため、本想定では、以下を前提とする。

- ・ マイナンバーに連動した医療等 ID が全国民を対象にカードで配布される
- ・ 患者自身が（そのデメリットも理解した上で）希望すれば、複数の医療

ID を取得でき、異なる医療機会に用いることができる

- ・ 医療等 ID が保険証のように医療機関の本人確認や医療保険の資格確認に使える認証用カードとして使用される
- ・ 保健・医療の様々な場面における説明と同意の取得の際にも使用される

これらを前提とすると、以下のような医療等 ID の運用が難しいケースとその対策が想定される。

- 1) 医療等 ID のカードの不携帯（紛失含む）あるいは破損の対策

代替となる標準的個人確認の方法確立

の確認後のシステム運用方法確立

による医療データの継続性・時系列の担保

紛失・破損の場合、速やかな再発行の方法確立

の際に医療等 ID を変えるかどうかを検討

⑤で医療等 ID を変えた場合のデータの継続性・時系列の担保

紛失カードが出てきた場合のカードの処理法確立。

表 1 医療等 ID のカードを患者本人が使える能力・資格がない場合とその対策

医療 ID 利用困難者(常時)	手続者	対策
年少者	保護者	年少者を何歳以下とするか等対象範囲の検討 保護者・法定後見人の手続き規定
精神発育遅滞	保護者・法定後見人	どの程度の発育遅滞を対象とするか等対象範囲の検討 保護者・法定後見人の手続き規定
認知症症例	法定後見人	どの程度の認知症を対象とするか等対象範囲の検討 保護者・法定後見人の手続き規定
外国人(日本語理解不可)医療ツーリスト、日本滞在中の発症者・受傷者	(通訳・翻訳を介して本人)	どの程度の家族もが代理になれることは避ける 通訳や説明文書の多言語化 医療用 ID 未取得の場合の運用の説明も記載
医療 ID 利用困難者(緊急時)	手続者	対策
重症者(意識障害など)	本人、緊急の場合は、同意なし	緊急時の取り扱い規定
大規模災害	本人、緊急の場合は、同意なし	緊急時の取り扱い規定
退・転職などによる医療保険切り替えの際の手続き遅れ	本人	保険者資格 DB に登録がない場合の運用確立

2) 医療等 ID のカードを患者本人が使える能力・資格がない場合の対策
医療等 ID を保有していても、表 1 のような場合を考えておかななくてはならない。対策も表中に記載する。なお、表 1 の場合にさらに医療等 ID を不携帯の場合は、加えて 1) の対策が必要となる。

3) 医療等 ID を複数持った場合、新たに生じた医療機会にどちらを使うべきか、わからなくなった場合の対策
医療等 ID の過去の記録歴の一覧表示機能(年月のみ)など、容易でかつ受診の詳細が

漏洩しない手法の確立
複数の医療等 ID を持った後に統合することの可否、および可の場合の方法

4) 外国人など日本国籍を持たず医療等 ID を保有しない者への対策

どのタイミングで医療等 ID を発行するか検討(例えば公的医療保険を取得する際等)
医療等 ID を持たない外国人が保健・医療サービスを求めた場合の運用方法確立
の場合に日本語が使える

い場合の対策は表 1 参照

- 5) 医療側の医療等 ID の確認システム機能が使えなくなる場合の対策

システム障害時の運用方法
確立

システム障害時のデータと
その前後のデータの継続
性・時系列の担保

ネットワーク障害の場合も
と同様

- 6) 保険者の医療等 ID の確認システム機能が使えなくなる場合の対策

対策は 3) と同様だが、保険者には
資格 DB とレセプト DB があり、両方
に対する対策が必要

- 7) 退・転職などによる医療保険切り替えの際の手続き遅れへの対策

対策は、医療等 ID カード不携帯の
場合と同様ではあるが、移行する保険

者間の明確な(医療費支払いの)責任
分界点の確立が必要

- 8) 医療等 ID の不法な使用(他人の医療等 ID を使用した場合等)の場合の対策

罰則の規定・実施

他人の健康・医療記録(同意
などを含む)の削除の規定、
削除のシステム機能

正しい医療等 ID へのデータ
移行の可否、および可の場合
の方法

- 9) 医療等 ID の過誤による使用(他人の医療等 ID を使用した場合等)の場合の対策

8)の、 に準ずる。

- 10) その他

1)~9)以外にも医療等 ID の運用が
難しいケースの発生は充分にあり得
る。特に稼働初期には注意が必要であ
る。医療等 ID の運用がより具体化さ
れてから、再度このような検討を深め
る必要がある。

D. 考察

平成 28 年度の本分担報告書にあるよう
に、保険医療機関における医療等 ID で変
化する可能性がある業務を九州大学病院
で資格確認作業を中心に調査したところ、
外来の概要は以下の通りであった。

- 外来患者数; 約 3,000 人/日
- 外来受付患者数日内ピーク; 再来受
付機の受付開始時間 8 時 15 分から約
10 時まで。8 時 15 分には約 100 名の
患者が並ぶ。
- 外来受付患者数週内変動; 比較的火
曜日の患者数が多いが、1,000 件以内
の差に収まる。
- 再来患者は全て予約受付。診療科に
よって、初診の患者・新患は予約受
付でない場合もある。

時間帯によっては、外来の通常運用だ
けでもこのように非常に大きな負荷が
かかっており、もしもその合間に医療等
ID の運用が難しい具体的な症例が発生

した場合には、並行して 1) ~ 9) への対策を行わなければならない。

できる限り、そのような症例が発生しない努力と、発生した場合に迅速かつ容易に対応できる対策を確立しておく必要がある。

E. 結論

本分担研究により、以下が明らかとなった。

E-1) 医療等 ID の運用が難しいケースを次の 9 通り抽出した。

- 1) 医療等 ID のカードの不携帯（紛失含む）あるいは破損
- 2) 医療等 ID のカードを患者本人が使える能力・資格がない場合
- 3) 医療等 ID を複数持った場合に生じた医療機会にどちらを使うべきか、わからなくなった場合
- 4) 外国人など日本国籍を持たず医療等 ID を保有しない場合
- 5) 医療側の医療等 ID の確認システム機能が使えなくなる場合
- 6) 保険者の医療等 ID の確認システム機能が使えなくなる場合
- 7) 退・転職などによる医療保険切り替えの際の手続き遅れ
- 8) 医療等 ID の不法な使用（他人の医療等 ID を使用した場合等）の場合

9) 医療等 ID の過誤による使用（他人の医療等 ID を使用した場合等）の場合

E-2) 稼働時の混乱を避けるために、このようなケースを想定し、その予防と対策を確立しておくことは極めて重要である。

F. 健康危険情報

平成 29 年度の本分担研究においては、生命、健康に重大な影響を及ぼすと考えられる新たな問題、情報は取り扱わなかった。

G. 研究発表

論文等

なし

学会発表

1. なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

I. 利益相反

本研究では利益相反は発生しなかった。

